

規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九・七」を「百分の九・八」に改める。

附則第三項中「百分の十二・七」を「百分の十二・八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の地域手当に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。